

仕 様 書

令和7年度ノート PC 調達及びセットアップ作業の委託業務

令和7年 8月

川西町総務課デジタル推進室

1. 業務内容

業務については、川西町総務課デジタル推進室が調達する令和7年度ノートPC 調達及びセットアップ作業の委託業務を行う業者を決定するものである。

2. 件名

令和7年度ノートPC 調達及びセットアップ作業の委託業務

3. 納品期日

令和7年10月31日

4. 機器明細

調達機器： ノートPC38台(全台の保守及び内14台の端末の基幹系セットアップ含む)
具体的内容は機器仕様明細書のとおり。

5. 必須事項

- (1) 設置や調整作業は作業仕様書で指示する内容で実施すること。
- (2) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、当町担当者の指示又は承認 を受けること。
- (3) 納入する機器類は、同一製造会社の同一型番であること。
- (4) 納入する機器類は、スムーズに動作するものであること。
- (5) 納入する機器類は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、当該法令及び関連する基本方針に適合した環境物品等でなければならないものとする。
ただし、JIS C 0950（いわゆる J-Moss）に準拠したグリーンマークが表示されている機器も本項に適合しているものとする。
- (6) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず全て納入すること。
- (7) 納入する機器について事前(納期前)に実機による機能審査を行う場合があるので、求められた場合は速やかに応じること。
- (8) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には、障害原因及び処置について当町担当者に報告すること。
- (9) 契約後に物品の納入が困難となった場合、当町担当者に対して書面にて協議した上で、同一メーカーの後継機種又は上位機種、若しくは同等性能を有する機種での納入を可能とする。但し、仕様及び契約金額の変更はないものとする。

6. 保守対応について

- (1) 保守契約期間中において、機器が正常に作動するよう、保守業者(納入業者が保守を行う場合は、当該納入業者。以下同じ)の負担において、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要の保守を行うこと。
- (2) 保守対象はハードウェアの障害対応のみで、OS・ソフトウェアに対する障害は当町で実施しますが、トラブルがソフトウェアかハードウェアのどちらに起因するか的一次切り分けは保守内容として対応すること。
- (3) 納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク認定業者又は ISMS 認証業者であること。

(4) 下記の内容でオンサイト保守サービスを行うこと。

12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の9時00分から17時00分とし、15時までの連絡については翌開庁日中復旧作業、15時以降の連絡については翌々開庁日中復旧作業を原則とする。機器の部品等が揃わない場合は、この限りではない。ただし、機器障害発生部署に対して、機器についての状況調査を行う等の対応を行うこと。

なお、復旧作業に時間を要し、17時00分を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。ただし、致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断した場合、又は当町担当者からの申出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。

また、修理可能な故障は現地で修理すること。その日に修理できなければ代替機及び故障品を置いて帰り、故障品は後日現地で修理すること。もし、現地修理ではなく本体引き上げによる修理が必要な場合はSSDを置いて帰ること。なお、代替機は当町へ納品したりリカバリーメディアで当町担当者が復旧可能な状態であること。(リカバリー作業実施後でなくてよい)

以上